

ガス事業会計規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○ガス事業会計規則（昭和二十九年経済産業省令第十五号）

改正案

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十六条の規定に基づき、ガス事業会計規則を次のように定める。

（事業年度）

第一条 一般ガス導管事業者の事業年度は、一年とし、その始期は一月一日とする。ただし、一般ガス導管事業者が地方公共団体であるときは、この限りでない。

（勘定科目及び財務諸表）

第二条 一般ガス導管事業者の勘定科目の分類は、次条以下に定めるもの（第十四条、第十七条及び第十八条を除く。）のほか、別表第一によらなければならない。

（削る）

2 特定ガス導管事業者（一般ガス導管事業を営む者を除く。以下同じ。）の勘定科目の分類は、次条、第五条、第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十五条に定めるもののほか、別表第二によらなければならない。

現行

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十六条の規定に基づき、ガス事業会計規則を次のように定める。

（事業年度）

第一条 一般ガス事業者の事業年度は、一年とし、その始期は一月一日とする。ただし、一般ガス事業者が地方公共団体であるときは、この限りでない。

（勘定科目及び財務諸表）

第二条 一般ガス事業者の勘定科目の分類は、次条以下に定めるもの（第十四条、第十五条及び第十八条を除く。）のほか、別表第一によらなければならない。

2 簡易ガス事業者の勘定科目の分類は、次条から第五条まで、第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十六条に定めるもののほか、別表第二によらなければならない。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十八第一項の規定により、消費税及び地方消費税を納める義務が免除される者については、第十六条の規定は適用しない。

3 ガス導管事業者の勘定科目の分類は、次条、第五条、第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十六条に定めるもののほか、別表第三によらなければならない。

改正案

現行

3 | ガス製造事業者（一般ガス導管事業を営む者を除く。以下同じ。）の勘定科目の分類は、次条、第五条、第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む）、第八条から第十条まで及び第十五条に定めるもののほか、別表第三によらなければならない。

（新設）

4 | 一般ガス導管事業者の貸借対照表、損益計算書、その他の財務計算に関する諸表の様式は、様式第一から様式第九までによらなければならない。この場合において、財務計算に関する諸表のうち、附属明細書として記載（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することを含む。）すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

一～五 （略）

4 | 一般ガス事業者の貸借対照表、損益計算書、その他の財務計算に関する諸表の様式は、様式第一から様式第九までによらなければならない。この場合において、財務計算に関する諸表のうち、附属明細書として記載（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することを含む。）すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

一～五 （略）

第三条 （略）

第三条 （略）

（工事負担金等）

（工事負担金等）

第四条 託送供給約款又は託送供給約款以外のガスの供給に係る契約（供給区域外において行うものを除く。）の定めるところにより、導管その他の設備の工事に関する費用として一般ガス導管事業者以外の者が提供した金銭又は資材（以下「工事負担金」という。）を充当して有形固定資産を建設した場合、その資産の取得価額は、前条第二項の規定にかかわらず、取得に要した有効かつ適正な費用の額から工事負担金の額を控除した額とする。

第四条 供給約款又は供給約款以外のガスの供給に係る契約（供給区域外において行うものを除く。）の定めるところにより、導管その他の設備の工事に関する費用としてガス事業者以外の者が提供した金銭又は資材（以下「工事負担金」という。）を充当して有形固定資産を建設した場合は、その資産の取得価額は、前条第二項の規定にかかわらず、取得に要した有効かつ適正な費用の額から工事負担金の額を控除した額とする。

2 （略）

2 （略）

第五条～第十条 （略）

第五条～第十条 （略）

(受注工事勘定)
 第十一条 託送供給約款の定めるところにより、一般ガス導管事業者以外の者の要求に応じて行う導管その他の設備の工事であつて、その工事が完了した場合にその者に資産が売り渡される契約に基づき行われるもの及びその者の所有する資産に対するものに要した費用は、受注工事勘定をもつて整理し、当該工事が完了したときは、その精算額及びその工事の代金として受領する額を受注工事費用勘定及び受注工事収益勘定にそれぞれ振り替えなければならない。

(附帯事業)

第十二条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。)第二条第(一)項に規定するガス事業(法第二条第(一)項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもの同項に規定する小売供給を行ふ事業を除く。以下同じ。)以外の事業(以下「附帯事業」という。)に属する資産、負債、収益又は費用については、その内容を明示する科目を設けて整理しなければならない。

(ガス事業と附帯事業に関連する費用等の配賦)
 第十三条 ガス事業と附帯事業に関連する費用は、適正な基準によりそれぞれの事業に区分して整理しなければならない。ただし、ガスメーター(一般ガス導管事業及び法第五十五条第(一)項に規定する特定ガス導管事業に係るものに限る。以下同じ。)の取付数が百万個以下の一般ガス導管事業者にあつては、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全額をガス事業に属させて整理することができる。

2〜3 (略)

(受注工事勘定)
 第十一条 供給約款の定めるところにより、一般ガス事業者以外の者の要求に応じて行う導管その他の設備の工事であつて、その工事が完了した場合にその者に資産が売り渡される契約に基づき行われるもの及びその者の所有する資産に対するものに要した費用は、受注工事勘定をもつて整理し、当該工事が完了したときは、その精算額及びその工事の代金として受領する額を受注工事費用勘定及び受注工事収益勘定にそれぞれ振り替えなければならない。

(附帯事業)

第十二条 ガス事業(別表第一の収益の表中に規定する製品売上及び営業雑収益に係る事業(簡易ガス事業を除く。)をいう。次条において同じ。)以外の事業(以下「附帯事業」という。)に属する資産、負債、収益又は費用については、その内容を明示する科目を設けて整理しなければならない。

(ガス事業と附帯事業に関連する費用等の配賦)
 第十三条 ガス事業と附帯事業に関連する費用は、適正な基準によりそれぞれの事業に区分して整理しなければならない。ただし、供給区域内のガスメーターの取付数が百万個以下の一般ガス事業者にあつては、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全額をガス事業に属させて整理することができる。

2〜3 (略)

改正案

現行

(財務計算に関する諸表の提出)

第十四条 一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者は、当該事業者の事業年度経過後三月以内に法第五十九条第二項、法第八十三条の第二項又は法第九十五条第二項の規定による提出を行わなければならない。

2 一般ガス導管事業者が、法第五十九条第二項の規定により提出すべき書類は、様式第一から様式第九までとする。

3 特定ガス導管事業者が、法第八十三条第二項の規定により提出すべき書類は、第二条第二項の規定による勘定科目に基づいて作成した書類とする。

4 ガス製造事業者が、法第九十五条第二項の規定により提出すべき書類は、第二条第三項の規定による勘定科目に基づいて作成した書類とする。

(削る)

(財務計算に関する諸表の提出)

第十四条 一般ガス事業者又はガス導管事業者は、当該事業者の事業年度経過後三月以内にガス事業法(以下「法」という。)第二十六条第二項又は法第三十七条の八において準用する法第二十六条第二項の規定による提出を行わなければならない。

2 一般ガス事業者が、法第二十六条第二項の規定により提出すべき書類は、様式第一から様式第九までとする。

3 ガス導管事業者が、法第三十七条の八において準用する法第二十六条第二項の規定により提出すべき書類は、第二条第三項の規定による勘定科目に基づいて作成した書類とする。

(新設)

(簡易ガス事業に係る報告)

第十五条 簡易ガス事業(一般ガス事業者にあつては、法第二条第十四項の規定により一般ガス事業とみなされたものに限る。以下この条において同じ。)を行う一般ガス事業者及び簡易ガス事業者は、様式第十及び様式第十一により簡易ガス事業に関する資産額報告書及び収支計算報告書を作成しなければならない。

2 簡易ガス事業を行う一般ガス事業者及び簡易ガス事業者は、前項の資産額報告書及び収支計算報告書を、毎事業年度経過後三月以内に経済産業局長に提出しなければならない。

改正案

現行

(消費税等)
第十五条 消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税に相当する金額については、仮払消費税勘定又は仮受消費税勘定をもつて整理するものとする。

(消費税等)
第十六条 消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税に相当する金額については、仮払消費税勘定又は仮受消費税勘定をもつて整理するものとする。

(特例措置)

第十六条 一般ガス導管事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、経済産業大臣（供給区域が一の経済産業局又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の管轄区域内のみにある者（当該供給区域内におけるガスマーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）については、その供給区域を管轄する経済産業局長又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長。）の承認を受けて、同表の下欄に掲げる規定によらないことができる。

(特例措置)

第十七条 一般ガス事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、経済産業大臣（供給区域が一の経済産業局又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の管轄区域内のみにある者（当該供給区域内におけるガスマーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）については、その供給区域を管轄する経済産業局長又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長。）の承認を受けて、同表の下欄に掲げる規定によらないことができる。

一般ガス導管事業者たる法人の設立その他特別の事由によつて第一条の規定により難しい場合	第一条
他の法令の適用を受けるためその他の理由によつて第二条第一項及び第四項の規定により難しい場合	第二条第一項及び第四項

一般ガス事業者たる法人の設立その他特別の事由によつて第一条の規定により難しい場合	第一条
他の法令の適用を受けるためその他の理由によつて第二条第一項及び第四項の規定により難しい場合	第二条第一項及び第四項

改正案

第十七条 特定ガス導管事業者は、第二条第二項の規定にかかわらず、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の規定に基づき作成した貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書並びに様式第十の特定ガス導管事業資産額報告書を、第十四条第三項の提出すべき書類とすることができる。

2 前項の特定ガス導管事業者は、様式第十の特定ガス導管事業資産額報告書を作成しなければならない。

第十八条 ガス製造事業者は、第二条第三項の規定にかかわらず、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の規定に基づき作成した貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書並びに様式第十一のガス製造事業資産額報告書を、第十四条第四項の提出すべき書類とすることができる。

2 前項のガス製造事業者は、様式第十一のガス製造事業資産額報告書を作成しなければならない。

附則

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

第二条 この省令による改正後のガス事業会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後終了する事業年度分の会計整理について適用し、前事業年度分の会計整理については、なお従前の例による。

現行

第十八条 ガス導管事業者は、第二条第三項の規定にかかわらず、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の規定に基づき作成した貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書並びに様式第十二のガス導管事業資産額報告書を、第十四条第三項の提出すべき書類とすることができる。

2 前項のガス導管事業者は、様式第十二のガス導管事業資産額報告書を作成しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第三条 改正法附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者については、同項の義務を負う間、新会計規則の規定を適用する。この場合において、新会計規則第一條、第二條第一項、同條第四項、第四條、第十一條、第十三條第一項、第十四條第一項及び第二項並びに第十六條中「一般ガス導管事業者」とあるのは「旧一般ガスみなしガス小売事業者」と、「託送供給約款」とあるのは「指定旧供給区域等小売供給約款」と読み替えるものとする。

(新設)

第四条 改正法附則第二十八條第一項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者については、同項の義務を負う間、勘定科目の分類は、新会計規則の第三條から第五條まで、第六條第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)及び第十五條に定めるもののほか、新会計規則附則別表第一によらなければならない。この場合において、新会計規則第四條中「一般ガス導管事業者」とあるのは「旧簡易ガスみなしガス小売事業者」と、「託送供給約款」とあるのは「指定旧供給地点小売供給約款」と読み替えるものとする。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第八號)第九條第一項及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)第七十二條の七十八第一項の規定により、消費税及び地方消費税を納める義務が免除される者については、新会計規則第十五條の規定は適用しない。

(新設)

2 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、新会計規則附則様式第一及び附則様式第二により改正法附則第二十八條第一項に規定する指定旧供給地点小売供給に関する資産額報告書及び収支計算報告書を作成しなければならない。

3 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、前項の資産額報告書及び収支計算報告書を、毎事業年度経過後三月以内に経済産業局長に提出しなければならない。

改正案

現行

別表第1 (第2条関係)

別表第1 (第2条関係)

一般ガス導管事業者の勘定科目表

一般ガス事業者の勘定科目表

I 固定資産

I 固定資産

(1)有形固定資産

(1)有形固定資産 (略)

款	項	備考
製造設備	(略)	(略)
天然ガス採取設備		可燃性天然ガスの採取及び貯蔵設備（ガス小売事業、一般ガス導管事業、ガス製造事業以外の事業に使用することが明らかなるものを除く。）並びに工場管理設備（休止設備に属するものを除く。）
	土地建物	附属設備を含む。
	構築物	
	機械装置	掘さく装置、坑井、ガスホルダー等（附属装置を含む。）
	車両運搬具	
	工具器具備品	
	資産除去債務相当資産	
	減価償却累計額（貸方）	
供給設備		製造設備又は天然ガス採取設備に属するガスホルダーの出口からガスの使用者に取り付けたガス栓までの設備（休止設備に属するものを除く。）
	(略)	(略)
業務設備		
～建設仮勘定	(略)	(略)

款	項	備考
製造設備	(略)	(略)
天然ガス採取設備		可燃性天然ガスの採取及び貯蔵設備（一般ガス事業以外の事業に使用することが明らかなるものを除く。）並びに工場管理設備（休止設備に属するものを除く。）
	土地建物	附属設備を含む。
	構築物	
	機械装置	掘さく装置、坑井、ガスホルダー等（附属装置を含む。）
	車両運搬具	
	工具器具備品	
	資産除去債務相当資産	
	減価償却累計額（貸方）	
供給設備		製造設備又は天然ガス採取設備に属するガスホルダーの出口からガスの使用者に取り付けたガス栓までの設備（休止設備に属するものを除く。）
	(略)	(略)
業務設備		
～建設仮勘定	(略)	(略)

(2)無形固定資産 (略)

(2)無形固定資産 (略)

(3)投資その他の資産

(3)投資その他の資産

款	項	備考
投資有価証券		1 (略) 2 関係会社とは、次の各号の一に該当する会社をいう。以下同じ。 (1) 一般ガス導管事業者の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定により親会社となる会社をいう。以下同じ。）及び子会社（同条第3号の規定により子会社となる会社をいう。以下同じ。） (2) 前号に掲げる会社以外の会社で、一般ガス導管事業者（当該事業者が子会社を有する場合には当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等（以下「関連会社」という。） (3) 第1号に掲げる会社以外の会社で、一般ガス導管事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等
関係会社投資	(略)	(略)
～貸倒引当金（貸方）		

款	項	備考
投資有価証券		1 (略) 2 関係会社とは、次の各号の一に該当する会社をいう。以下同じ。 (1) 一般ガス事業者の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定により親会社となる会社をいう。以下同じ。）及び子会社（同条第3号の規定により子会社となる会社をいう。以下同じ。） (2) 前号に掲げる会社以外の会社で、一般ガス事業者（当該事業者が子会社を有する場合には当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等（以下「関連会社」という。） (3) 第1号に掲げる会社以外の会社で、一般ガス事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等
関係会社投資	(略)	(略)
～貸倒引当金（貸方）		

改正案

現行

II 流動資産

款	項	備考
現金及び預金 ～ 関係会社受取手形	(略)	(略)
売掛金	ガス売掛金 託送供給売掛金 受託製造売掛金 受注工事売掛金 (削る) その他売掛金	事業者間精算に係る売掛金を含む。
関係会社売掛金	関係会社ガス売掛金 関係会社その他売掛金	関係会社に対して、導管によりガス事業及び卸ガス事業(ガス小売事業者に対して導管によりガスを供給する事業をいう。)の用に供するためのガスを供給する場合におけるガス販売代金の未収額
未収入金 ～ 貸倒引当金 (貸方)	(略)	(略)

III 繰延資産 (略)

負債

I 固定負債 (略)

II 流動負債 (略)

III 引当金

款	項	備考
(削る)		固定負債及び流動負債に属さないもの
(何)引当金		

純資産

I 株主資本(資本) (略)

II 評価・換算差額等 (略)

III 新株予約権 (略)

II 流動資産

款	項	備考
現金及び預金 ～ 関係会社受取手形	(略)	(略)
売掛金	ガス売掛金 (新設) (新設) 受注工事売掛金 器具売掛金 その他売掛金	
関係会社売掛金	関係会社ガス売掛金 関係会社その他売掛金	関係会社である一般ガス事業者及び大口ガス事業者に対して、導管によりガス事業の用に供するためのガスを供給する場合におけるガス販売代金の未収額
未収入金 ～ 貸倒引当金 (貸方)	(略)	(略)

III 繰延資産 (略)

負債

I 固定負債 (略)

II 流動負債 (略)

III 引当金

款	項	備考
ガス熱量変更 引当金		固定負債及び流動負債に属さないもの
(何)引当金		

純資産

I 株主資本(資本) (略)

II 評価・換算差額等 (略)

III 新株予約権 (略)

改正案

現行

費用

費用

款	項	備考
製造費	(略)	(略)
採取費	(略)	(略)
売上原価	(略)	(略)
供給販売費	給料 ～賃借料(略) 託送料	(略) 託送供給(連結託送供給を除く。)に係る料金として他の事業者に対して支払った額
	委託作業費 ～教育費(略) 需要開発費	(略) ガスの新規需要開発及び使用合理化のための周知宣伝等の需要家サービス費(他の項目に属するものを除く。)並びに繰延資産に計上した開発費の償却額
	たな卸減耗費 ～雑費(略)	(略)
	需給調整費	需給調整指令の遂行に係る費用及び製造設備の余力確保に係る費用として他の事業者に対して支払った額
	バイオガス調達費	バイオガス調達時に一般的なガス調達費用より割高となる費用として他の事業者に対して支払った額
	需要調査・開拓費	需要調査・需要開拓に係る費用として他の事業者に対して支払った額
	事業者間精算費	事業者間精算契約に係る料金として他の事業者に対して支払った額
	雑費 ～減価償却費(略)	(略)
一般管理費	(略)	(略)
営業雑費用	受注工事費用 (削る) その他営業雑費用	ガス事業(ガス事業会計規則第十二条に規定するガス事業をいう。以下同じ。)に附随して生じた営業上の雑費用 ガスを使用する場合に用いられる設備(附属設備を含む。)の販売等に係る費用
営業外費用	(略)	(略)
特別損失	固定資産売却損～ 前期損益修正損(略) (削る) その他特別損失	(略)
法人税等	(略)	(略)
法人税等調整額		(略)

款	項	備考
製造費	(略)	(略)
採取費	(略)	(略)
売上原価	(略)	(略)
供給販売費	給料 ～賃借料(略) 託送料	(略) 託送供給に係る料金として他の事業者に対して支払った額
	委託作業費 ～教育費(略) 需要開発費	(略) ガスの新規需要開発及び使用合理化のための周知宣伝等の需要家サービス費(他の項目に属するものを除く。)並びに繰延資産に計上した開発費の償却額
	たな卸減耗費 ～雑費(略)	(略)
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	雑費 ～減価償却費(略)	(略)
一般管理費	(略)	(略)
営業雑費用	受注工事費用 器具販売費用 (新設)	製品の販売に附随して生じた営業上の雑費用 (新設)
営業外費用	(略)	(略)
特別損失	固定資産売却損～ 前期損益修正損(略) ガス熱量変更引当金 引当 その他特別損失	(略)
法人税等	(略)	(略)
法人税等調整額		(略)

改正案

現行

収 益

収 益

款	項	備 考
ガス事業売上高	ガス売上	最終保障供給によって得た収益を含む。
	託送供給収益	託送供給（連結託送供給を除く。）によって得た収益
営業雑収益	事業者間精算収益 受託製造収益	事業者間精算契約によって得た収益 受託製造によって得た収益 ガス事業に附随して生じた営業上の雑収益
	受注工事収益 （ 削 る ）	（削る）
	（ 削 る ） その他営業雑収益	（削る） ガスを使用する場合に用いられる設備（附属設備を含む。）の販売、設置、運転又は保守並びにガス漏れ警報器の販売又はリースに係るもの、ガスマーター賃貸料、ガスマーター検査料を含む。
営業外収益	（略）	（略）
特別利益	固定資産売却益～ 負ののれん発生益（略） （ 削 る ）	
	その他特別利益	

款	項	備 考
製品売上	ガス売上	（新設）
	（ 新 設 ）	
	（ 新 設 ） （ 新 設 ）	
営業雑収益		製品の販売に附随して生じた営業上の雑収益並びに一般ガス事業用設備の一部を使用させて得た収益
	受注工事収益 器具販売収益	ガスを使用する場合に用いられる設備（附属設備を含む。）のリース、設置、運転又は保守並びにガス漏れ警報器の販売又はリースに係るものを含む。
	託送供給収益 その他営業雑収益	託送供給によって得た収益 ガスマーター賃貸料、ガスマーター検査料
営業外収益	（略）	（略）
特別利益	固定資産売却益～ 負ののれん発生益（略） ガス熱量変更引当金 取崩し その他特別利益	

注

1～6（略）
（削る）

7（略）

（削る）

（削る）

（削る）

注

1～6（略）

7 特定ガス発生設備に係る費用又は収益であつて供給地点群ごとに整理することが困難なものは、一括して整理することができる。

8（略）

9 ガス熱量変更引当金引当並びにガス熱量変更引当金取崩しについては、熱量変更計画ごとにその額を区分すること。

別表第2（第2条関係）

簡易ガス事業者の勘定科目表

有形固定資産

款	項	備 考
簡易ガス事業設備		特定ガス発生設備、同設備からガスを使用者に取り付けたガスせんまでの設備、ガスの製造及び供給の用に供される建物等
	土地 建物 構築物 機械装置 導 管	特定ガス発生設備等（附属装置を含む。） 本支管及び供給管（整圧器を含む。）
	ガスマーター 車両運搬具 工具器具備品 建設仮勘定	

費 用

款	項	備 考
簡易ガス事業営業費		ガスの製造及び販売に直接又は間接に要した費用
	原 料 費 加 熱 燃 料 費	液化石油ガス、圧縮天然ガスの購入費 ガス発生のために直接要した加熱燃料費
	労 務 費	従業員に対する給料、臨時の手当及び退職手当並びに退職給付引当金に計上した額、健康保険料等の社会保険料、厚生福利費等

改正案

現行

その他費用	修繕費	有形固定資産、消耗工具器具備品等の維持修繕のための材料費及び支払修繕料
	委託作業費	外部の者に設備の保守、検針、集金等を委託した場合の費用(他の項目に属するものを除く。)
	租税課金	事業税、固定資産税、自動車税、印紙税等の租税(所得税及び法人税並びに都道府県民税及び市町村民税を除く。)及び道路占用料
	雑費	消耗品費、通信費、保険料等他の費用に属さないもの
	減価償却費	製品の販売に附随して生じた営業上の雑費用、金融上の費用及び不用品売却損
	受注工事費用	製品の販売に附随して生じた営業上の雑費用、金融上の費用及び不用品売却損
	器具販売費用	製品の販売に附随して生じた営業上の雑費用、金融上の費用及び不用品売却損
支払利息	他の費用科目に属さないもの	
雑支出	他の費用科目に属さないもの	

収 益

款	項	備 考
簡易ガス事業 営業収益 その他収益	ガス売上	製品の販売に附随して生じた営業上の雑収益、金融上の収益及び不用品売却益その他通常の取引以外の取引によって発生した収益
	受注工事収益	
	器具販売収益	
	受取利息	
	雑収入	他の収益科目に属さないもの

注

- 1 供給地点群ごとに整理することが困難なものについては、一括して整理することができる。
- 2 負担金収益がある場合には、別途その額を区分して記載すること。

別表第2 (第2条関係)

特定ガス導管事業者の勘定科目表

款	項	備 考
特定ガス導管事業設備	土地 ～ 建設仮勘定	特定ガス導管事業を行うために必要な設備等 (略)

別表第3 (第2条関係)

ガス製造事業者の勘定科目表

款	項	備 考
ガス製造事業設備	土地 ～ 建築物 構築物 機械装置 ～ 車両運搬具 工具器具備品 建設仮勘定	ガス製造事業を行うために必要な設備等 附属設備を含む。 ガス発生装置、ガス精製装置、ガスホルダー等(附属装置を含む。)

別表第3 (第2条関係)

ガス導管事業者の勘定科目表

款	項	備 考
ガス導管事業設備	土地 ～ 建設仮勘定	特定導管及びガス導管事業を行うために必要な設備等 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>様式第1 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">事業者名</p> <p>年 月 日現在</p> <p style="text-align: center;">(単位:円)</p> <p style="text-align: center;">資産の部</p> <p>I 固定資産 (略)</p> <p>II 流動資産 (略)</p> <p>III 繰延資産 (略)</p> <p>資産合計</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p style="text-align: center;">負債の部</p> <p>I 固定負債 (略)</p> <p>II 流動負債 (略)</p> <p>III 引当金</p> <p>(削る)</p> <p>1 引当金</p> <p>(何) 引当金</p> <p>引当金合計</p> <p>負債合計</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p style="text-align: center;">純資産の部</p> <p>I 株主資本 (資本) (略)</p> <p>II 評価・換算差額等 (略)</p> <p>III 新株予約権 (略)</p> <p>純資産合計</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>負債純資産合計</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>備考1～10 (略)</p> <p>様式第2 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">損益計算書</p> <p style="text-align: right;">事業者名</p> <p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">(単位:円)</p> <p>(1) ガス事業売上高</p> <p>1 ガス売上</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>2 託送供給収益</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>3 事業者間精算収益</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>4 受託製造収益</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>(2) 売上原価</p> <p>～</p> <p>(4) 一般管理費 (略)</p> <p>事業利益 (事業損失)</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>(5) 営業雑収益</p> <p>1 受注工事収益</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>2 その他営業雑収益</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>(6) 営業雑費用</p> <p>1 受注工事費用</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>2 その他営業雑費用</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>営業利益 (営業損失)</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>(7) 営業外収益 (略)</p> <p>(8) 営業外費用 (略)</p> <p>経常利益 (経常損失)</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>(9) 特別利益</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>4 その他特別利益</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>(10) 特別損失</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>5 その他特別損失</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>税引前当期純利益 (税引前当期純損失)</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>法人税等</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>法人税等調整額</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>当期純利益 (当期純損失)</p> <p style="text-align: right;">××××</p>	<p>様式第1 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">事業者名</p> <p>年 月 日現在</p> <p style="text-align: center;">(単位:円)</p> <p style="text-align: center;">資産の部</p> <p>I 固定資産 (略)</p> <p>II 流動資産 (略)</p> <p>III 繰延資産 (略)</p> <p>資産合計</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p style="text-align: center;">負債の部</p> <p>I 固定負債 (略)</p> <p>II 流動負債 (略)</p> <p>III 引当金</p> <p>1 ガス熱量変更引当金</p> <p>2 (何) 引当金</p> <p>引当金合計</p> <p>負債合計</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p style="text-align: center;">純資産の部</p> <p>I 株主資本 (資本) (略)</p> <p>II 評価・換算差額等 (略)</p> <p>III 新株予約権 (略)</p> <p>純資産合計</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>負債純資産合計</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>備考1～10 (略)</p> <p>様式第2 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">損益計算書</p> <p style="text-align: right;">事業者名</p> <p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">(単位:円)</p> <p>(1) 製品売上</p> <p>ガス売上</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 売上原価</p> <p>～</p> <p>(4) 一般管理費 (略)</p> <p>事業利益 (事業損失)</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>(5) 営業雑収益</p> <p>1 受注工事収益</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>2 器具販売収益</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>3 託送供給収益</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>4 その他営業雑収益</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>(6) 営業雑費用</p> <p>1 受注工事費用</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>2 器具販売費用</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>(新設)</p> <p>営業利益 (営業損失)</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>(7) 営業外収益 (略)</p> <p>(8) 営業外費用 (略)</p> <p>経常利益 (経常損失)</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>(9) 特別利益</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 ガス熱量変更引当金取崩し</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>5 その他特別利益</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>(10) 特別損失</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 ガス熱量変更引当金引当</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>6 その他特別損失</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>税引前当期純利益 (税引前当期純損失)</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>法人税等</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>法人税等調整額</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>当期純利益 (当期純損失)</p> <p style="text-align: right;">××××</p>

改 正 案

備考
 1 ～ 4 (略)
 5 金商法適用外会社、地方公共団体及び法人たる組合にあつては、受注工事収益及びその他営業雑収益並びに受注工事費用及びその他営業雑費用の記載を省略することができる。この場合においては、その総額をそれぞれ営業雑収益及び営業雑費用の科目に記載すること。
 6 ～ 9 (略)
 10 附帯事業の収益又は費用（営業外費用に属するものを除く。）について科目を設けたときは、「附帯事業収益」又は「附帯事業費用」の科目を用いて営業利益又は営業損失の前に記載すること。
 11 固定資産売却益及び固定資産売却損、前期損益修正益及び前期損益修正損並びにその他特別利益及びその他特別損失で重要なものについては、その発生原因を付記すること。

様式第3 (第2条関係)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

表(略)

備考 (略)

様式第4 (第2条関係)

個 別 注 記 表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

項目1～19 (略)

備考1～10 (略)

11 (1)～(5) (略)

(6) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項(②の区別をすることが困難である場合にあつては、①に掲げる事項)

① 当該法令の条項

② 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別

(7) (略)

12～23 (略)

様式第5 (第2条関係)

固 定 資 産 等 明 細 表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

表 (略)

備考 (略)

様式第6 (第2条関係)

有 価 証 券 明 細 表

事業者名 _____

年 月 日現在

表 (略)

備考1～2 (略)

3 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が一般ガス導管事業者の資本金額（純資産の合計額が、資本金額に満たない場合には、当該合計額、以下同じ。）の100分の1以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式のうち投資有価証券に属するものについては、資本金額の100分の1を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄(貸借対照表計上額が僅少である銘柄を除く。)について記載すること。

4 (略)

現 行

備考
 1 ～ 4 (略)
 5 金商法適用外会社、地方公共団体及び法人たる組合にあつては、受注工事収益、器具販売収益及びその他営業雑収益並びに受注工事費用及び器具販売費用の記載を省略することができる。この場合においては、その総額をそれぞれ営業雑収益及び営業雑費用の科目に記載すること。
 6 ～ 9 (略)
 10 附帯事業の収益又は費用（営業外費用に属するものを除く。）について科目を設けたときは、「附帯事業収益」又は「附帯事業費用」の科目を用いて営業利益又は営業損失の前に記載すること。ただし、規則第13条第1項ただし書の規定に該当しない一般ガス事業者の附帯事業については、一の事業に係る収益が附帯事業収益の総額の10分の1を超える場合（一の事業に係る取引先が1社の場合を除く。）には、当該事業の内容を明示する科目を用いて、「附帯事業収益」又は「附帯事業費用」の科目の内訳として記載すること。この場合において、その他の附帯事業に係る収益又は費用については、「その他附帯事業収益」又は「その他附帯事業費用」の科目を用いて記載すること。
 11 固定資産売却益及び固定資産売却損、前期損益修正益及び前期損益修正損並びにその他特別利益及びその他特別損失で重要なものについては、その発生原因を付記すること。

様式第3 (第2条関係)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

表(略)

備考 (略)

様式第4 (第2条関係)

個 別 注 記 表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

項目1～19 (略)

備考1～10 (略)

11 (1)～(5) (略)

(6) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金（ガス熱量変更引当金等）がある場合には、次に掲げる事項(②の区別をすることが困難である場合にあつては、①に掲げる事項)

① 当該法令の条項

② 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別

(7) (略)

12～23 (略)

様式第5 (第2条関係)

固 定 資 産 等 明 細 表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

表 (略)

備考 (略)

様式第6 (第2条関係)

有 価 証 券 明 細 表

事業者名 _____

年 月 日現在

表 (略)

備考1～2 (略)

3 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が一般ガス事業者の資本金額（純資産の合計額が、資本金額に満たない場合には、当該合計額、以下同じ。）の100分の1以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式のうち投資有価証券に属するものについては、資本金額の100分の1を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄(貸借対照表計上額が僅少である銘柄を除く。)について記載すること。

4 (略)

改正案

様式第7 (第2条関係)

引当金明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

表 (略)
備考 (略)

様式第8 (第2条関係)

営業費明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

科目	費目	製造費	供給販売費	一般管理費	合計	備考
原料費		円	円	円	円	
加熱燃料費						
補助材料費						
役員給与						
給料						
雑給						
賞与手当						
法定福利費						
厚生福利費						
退職手当						
修繕費						
電力料						
水道料						
使用ガス費						
消耗品費						
運賃						
旅費交通費						
通信費						
保険料						
貸借料						
託送料						
委託作業費						
租税課金						
試験研究費						
教育費						
需要開発費						
たな卸減耗費						
固定資産除却費						
貸倒償却						
雑費						
需給調整費						
バイオガス調整費						
需要調査・開拓費						
事業者間精算費						
減価償却費						
計						

備考

- 1 可燃性天然ガスを採取する事業者は、採取費の欄を設けて製造費に準じてその明細を記載すること。
- 2 減価償却費の備考欄には、租税特別措置法に基づく減価償却の額を記載すること。

様式第9 (第2条関係)

その他重要事項明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

表 (略)

現行

様式第7 (第2条関係)

引当金明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

表 (略)
備考 (略)

様式第8 (第2条関係)

営業費明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

科目	費目	製造費	供給販売費	一般管理費	合計	備考
原料費		円	円	円	円	
加熱燃料費						
補助材料費						
役員給与						
給料						
雑給						
賞与手当						
法定福利費						
厚生福利費						
退職手当						
修繕費						
電力料						
水道料						
使用ガス費						
消耗品費						
運賃						
旅費交通費						
通信費						
保険料						
貸借料						
託送料						
委託作業費						
租税課金						
試験研究費						
教育費						
需要開発費						
たな卸減耗費						
固定資産除却費						
貸倒償却						
雑費						
(新設)						
(新設)						
(新設)						
(新設)						
減価償却費						
計						

備考

- 1 可燃性天然ガスを採取する事業者は、採取費の欄を設けて製造費に準じてその明細を記載すること。
- 2 減価償却費の備考欄には、租税特別措置法に基づく減価償却の額を記載すること。

様式第9 (第2条関係)

その他重要事項明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

表 (略)

改正案

現行

(削る。)

様式第10 (第15条関係)

資産額報告書

年 月 日

殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

ガス事業会計規則第15条第2項の規定により次のとおり資産の額を報告します。

年 月 日現在

項目	供給地点の属する供給地点群の名称				合計
土地	円	円	円	円	円
建物					
構築物					
機械装置					
導管					
ガスメーター					
車両					
工具器具備品					
計					

備考

- 1 本表は、当該事業年度に供給を開始した供給地点の属する供給地点群に係る有形固定資産の取得価額又は当該事業年度に有形固定資産の取得価額に変更の生じた供給地点群に係る有形固定資産の変更後の取得価額を記載すること。
- 2 第4条の規定により控除した額は、導管の欄に「 」を付して併記すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第11 (第15条関係)

収支計算報告書

年 月 日

殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

ガス事業会計規則第15条第2項の規定により次のとおり収支計算を報告します。

年 月 日から
年 月 日まで

項目	供給地点の属する供給地点群の名称				合計
収入の部	ガス売上	円	円	円	円
	その他収益				
	計(1)				
支出の部	原料費				
	加熱燃料費				
	労務費				
	修繕費				
	委託作業費				
	租税課金				
	雑費				
	減価償却費				
	受注工事費用				
	器具販売費用				
	支払利息				
	雑支出				
	計(2)				
	差引(1)-(2)				
備考	原料の種類				
	原料購入価額				
	購入場所				

備考

- 1 別表第1注7又は別表第2注1の規定により2以上の供給地点群に係る費用又は収益を一括して整理した場合には、一括して整理したことを明示した欄を設けて、その額を記載すること。
- 2 原料購入価額は、当該事業年度に購入した原料が液化石油ガスである場合にあっては1キログラム当たりの、圧縮天然ガスである場合にあっては1立方メートル当たりの平均単価を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(削る。)

改正案

様式第10 (第17条関係)

特定ガス導管事業資産額報告書

年 月 日
殿

住所
氏名 (名称及び代表者
の氏名)

ガス事業会計規則第17条第1項の規定により次のとおり資産の額を報告します。

年 月 日現在

(単位: 千円)

項 目	当期首残高	当期末残高	摘 要
土 地			
建 物			
構 築 物			
機 械 装 置			
導 管			
ガ ス メ ー タ ー			
車 両			
工 具 器 具 備 品			
(何)			
計			

備考 (略)

様式第11 (18条関係)

ガス製造事業資産額報告書

年 月 日
殿

住所
氏名 (名称及び代表者
の氏名)

ガス事業会計規則第18条第1項の規定により次のとおり資産の額を報告します。

年 月 日現在

(単位: 千円)

項 目	当期首残高	当期末残高	摘 要
土 地			
建 物			
構 築 物			
機 械 装 置			
車 両			
工 具 器 具 備 品			
(何)			
計			

備考

1. 記入に当たっては、各事業者の会計整理の科目に合わせて記載することができる。
2. 減価償却又は償却の方法を摘要欄に記載すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

現 行

様式第12 (第18条関係)

ガス導管事業資産額報告書

年 月 日
殿

住所
氏名 (名称及び代
表者の氏名)

ガス事業会計規則第18条第1項の規定により次のとおり資産の額を報告します。

年 月 日現在

(単位: 千円)

項 目	当期首残高	当期末残高	摘 要
土 地			
建 物			
構 築 物			
機 械 装 置			
導 管			
ガ ス メ ー タ ー			
車 両			
工 具 器 具 備 品			
(何)			
計			

備考 (略)

(新設)

改正案

現行

附則別表第1（附則第4条関係）

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の勘定科目表

有形固定資産

款	項	備考
指定旧供給地点小売供給設備		特定ガス発生設備、同設備からガスの使用者に取り付けたガス栓までの設備、ガスの製造及び供給の用に供される建物等
	土地建物構築物	
	機械装置	特定ガス発生設備等（附属装置を含む。）
	導管	本支管及び供給管（整圧器を含む。）
	ガスメーター	
	車両運搬具	
	工具器具備品	
	建設仮勘定	

費用

款	項	備考
指定旧供給地点小売供給営業費		ガスの製造及び販売に直接又は間接に要した費用
	原料費	液化石油ガス、圧縮天然ガスの購入費
	加熱燃料費	ガス発生のために直接要した加熱燃料費
	労務費	従業員に対する給料、臨時の手当及び退職手当並びに退職給付引当金に計上した額、健康保険料等の社会保険料、厚生福利費等
	修繕費	有形固定資産、消耗工具器具備品等の維持修繕のための材料費及び支払修繕料
	委託作業費	外部の者に設備の保守、検針、集金等を委託した場合の費用（他の項科目に属するものを除く。）
	租税課金	事業税、固定資産税、自動車税、印紙税等の租税（所得税及び法人税並びに都道府県民税及び市町村民税を除く。）及び道路占用料
	雑費	消耗品費、通信費、保険料等の費用に属さないもの
	減価償却費	
その他費用		製品の販売に附随して生じた営業上の雑費用、金融上の費用及び不用品売却損その他通常の取引以外の取引によって発生した費用又は損失
	受注工事費用	
	支払利息	
	雑支出	他の費用科目に属さないもの

収益

款	項	備考
指定旧供給地点小売供給営業収益	ガス売上	製品の販売に附随して生じた営業上の雑収益、金融上の収益及び不用品売却益その他通常の取引以外の取引によって発生した収益
その他収益		
	受注工事収益	
	受取利息	
	雑収入	他の収益科目に属さないもの

注

- 供給地点群（特定ガス発生装置に係るガスの供給地点であつて一の団地内にあるものの総体をいう。）ごとに整理することが困難なものについては、一括して整理することができる。
- 負担金収益がある場合には、別途その額を区分して記載すること。

(新設)

改正案

現行

附則様式第1 (附則第4条関係)

資産額報告書

年 月 日

殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

ガス事業会計規則の一部を改正する省令 (平成29年●月●日経済産業省令第●号) 附則第4条第3項の規定により次のとおり資産の額を報告します。

年 月 日現在

項目	供給地点の属する供給地点群の名称					合計
土地		円	円	円	円	円
建築物						
構築物						
機械装置						
導管						
ガスメーター						
車両						
工具器具備品						
計						

備考

- 1 本表は、当該事業年度に供給を開始した供給地点の属する供給地点群に係る有形固定資産の取得価額又は当該事業年度に有形固定資産の取得価額に変更の生じた供給地点群に係る有形固定資産の変更後の取得価額を記載すること。
- 2 ガス事業会計規則第4条の規定により控除した額は、導管の欄に [] を付して併記すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附則様式第2 (附則第4条関係)

収支計算報告書

年 月 日

殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

ガス事業会計規則の一部を改正する省令 (平成29年●月●日経済産業省令第●号) 附則第4条第3項の規定により次のとおり収支計算を報告します。

年 月 日から
年 月 日まで

項目	供給地点の属する供給地点群の名称					合計
収入の部	ガス売上	円	円	円	円	円
	その他収益					
	計(1)					
支出の部	原料費					
	加熱燃料費					
	労務費					
	修繕費					
	委託作業費					
	租税課金					
	雑費					
	減価償却費					
	受注工事費用					
	支払利息					
	雑支出					
計(2)						
差引(1)-(2)						
備考	原料の種類					
	原料購入価額					
	購入場所					

備考

- 1 附則別表第1注1により2以上の供給地点群に係る費用又は収益を一括して整理した場合には、一括して整理したことを明示した欄を設けて、その額を記載すること。
- 2 原料購入価額は、当該事業年度に購入した原料が液化石油ガスである場合にあっては1キログラム当たりの、圧縮天然ガスである場合にあっては1立方メートル当たりの平均単価を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

(新設)